

議案第 1 号

習志野市地域防災計画の 修正について

習志野市地域防災計画の修正について

1. 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、習志野市防災会議が作成する計画であって、市・県・防災関係機関がその有する全機能を有効的に発揮して、市域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする計画である。

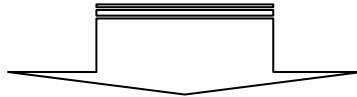
災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱



<国・県・市の計画体系及び主な取組み>

	＜帰宅困難者対策＞	＜液状化対策＞	＜津波対策＞
【国】 ◎防災基本計画 (中央防災会議が策定)	◎首都直下地震帰宅困難者等対策協議会設置	◎液状化対策推進事業	◎津波防災地域づくり法案 ◎海岸保全施設等の整備
↓ 整合性が必要	↓	↓	↓
【千葉県】 ○千葉県地域防災計画 (千葉県防災会議が策定)	○千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会設置	○調査検討専門委員会設置	○調査検討専門委員会設置 ○県沿岸部津波浸水想定
↓ 整合性が必要	↓	↓	↓
【習志野市】 ●習志野市地域防災計画 (習志野市防災会議が策定)	●駅を中心として関係機関と協議・検討を進める	●被災住宅地公民協働型復興検討会議設置	●被害想定調査 ●避難計画等の整備

2. 修正の必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市でも今まで経験したことのない甚大な被害が発生し、地域防災計画を基本とする各種行動計画等に基づき災害対応にあたったが、様々な課題があがり、現在ある計画では対応しきれない部分も明らかとなった。

また、平成23年12月27日に「国の防災基本計画が修正^{※1}」され、それを踏まえて平成24年2月9日に「千葉県地域防災計画修正の基本方針^{※2}」が示され、平成24年度中には修正が完了する予定である。

以上のことを踏まえ、今後、高い確率で発生が予想されている首都直下型地震や、都市が変貌を遂げていく中で予想される新たな災害への対策を強化するため、地域防災計画の修正を含む抜本的な防災体制の見直しを図るものである。

<習志野市地域防災計画の過去の修正状況（直近3回）>

- 平成9～10年度 「地震被害想定調査」及び「地域防災計画の修正」
- 平成13年度 「地域防災計画の一部修正」
- 平成17～18年度 「地震被害想定調査」及び「地域防災計画の修正」

※1 国の防災基本計画の主な修正内容（抜粋）

- (1) 「津波災害対策編」の新設
- (2) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
 - ③津波に強いまちづくり
 - ④国民への防災知識の普及
 - ・迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
 - ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等

※2 千葉県地域防災計画修正の基本方針（抜粋）

東日本大震災から得られた課題等を踏まえ、次の3つの視点を重視した見直しを推進する。

- (1) 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
- (2) あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした防災計画の見直し
- (3) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

以上の3点を踏まえて、次の各施策への反映を図る。

○地域防災力の向上

○震災編の見直し

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 津波対策の強化・推進 | ④ 災害時要援護者等の対策の推進 |
| ② 液状化対策の推進 | ⑤ 帰宅困難者等対策の推進 |
| ③ 支援物資の供給体制の見直し | ⑥ 庁内体制の強化 |

○大規模事故編（放射性物質事故対策計画）の見直し

3. 東日本大震災での対応における課題

東日本大震災での対応における主な課題は次のとおりである。

1. 地震発生直後の職員の初動対応（動員・配備態勢、初期の行動・対応等）
2. 災害対策本部の設置・運営（本部の機能、人員の配置、関係機関との連携）
3. 職員配置や災害対応業務の分担（各部局ごとの担当業務の明確化・継続性）
4. 地区対策本部の設置・運営（自主防災組織、町会、連合町会との連携）
5. 被害状況の把握、関係機関との情報共有・協力体制（情報収集・伝達体制等）
6. 避難場所、避難所の設置・運営（地区対策本部員及び教育関係機関との連携）
7. 帰宅困難者、駅前滞留者への対応（公共交通機関や周辺事業所との連携）
8. 津波被害を想定した対応（広報伝達活動、避難場所の選定、避難誘導體制等）
9. 液状化被害に対する対応（避難体制、ライフライン対策、生活支援対策等）
10. 災害復旧・復興に係る対応（り災証明書の発行などの事務運営体制）

以上のような課題は、計画の内容はもとより、計画に基づき行動する側の職員や地域で活動する市民への周知不足なども原因の一つとなった。

4. 修正の方向性

市の計画は、県の計画と整合性を図る必要があることから、上記課題を踏まえつつ、千葉県
の計画修正状況を注視しながら、見直しが可能な対策（マニュアルの修正等）から順次、見直しを図るものとする。

また、地震被害想定調査を改めて行い、結果を広い分野から見た対策強化の基礎資料とする。

1. 地震発生直後の職員の初動対応

- 発生時期（時間）に応じた職員初動対応の明確化
- 業務継続優先度の選定

2. 災害対策本部の設置・運営

- 各部が独立して活動を行い、それぞれが有機的につながる体制を構築
- 事務局員の役割分担の明確化、総合調整力の強化

3. 職員配置や災害対応業務の分担

- 各部ごとの応急的、短期的、長期的な任務分担の明確化
- 「災害時行動計画」の再検討、新たなマニュアルの作成

4. 地区対策本部の設置・運営

- 現在ある46箇所から小中学校等に限定（情報の収集や発信の拠点）
- 設置から運営にかかる「地域活動マニュアル」の作成

5. 被害状況の把握、関係機関との情報共有・協力体制

- 地区対策本部を中心とした情報連絡体制の確立
- 各関係機関から災害対策本部への職員派遣体制の確立

6. 避難場所、避難所の設置・運営

- 市内のバランスや災害種別を考慮した指定避難場所の検討
- 避難所運営体制の確立、「避難所運営マニュアル」の作成

7. 帰宅困難者、駅前滞留者への対応

- 各駅を中心とした関係機関との情報連絡体制の構築
- 帰宅困難者向け避難場所の確保、広報・誘導體制、備蓄物資の確保等の役割等の明確化

8. 津波被害を想定した対応

- 県の津波浸水想定結果を基にした地震被害想定調査
- 情報伝達体制の確立、避難場所の確保、避難体制整備の推進

9. 液状化被害に対する対応

- 「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議」からの提言に基づく対策の推進
- 住宅復旧、上下水道などのライフライン対策強化

10. 災害復旧・復興に係る対応

- 震災関連事務の分散化（全庁対応）
- 被災者総合相談案内窓口の設置、支援策の周知等

5. 修正作業の内容

(1) 東日本大震災の検証

市民や自主防災組織、関係機関等に行った震災対応に関する各種アンケート調査結果等を基に、計画修正作業の基礎となる東日本大震災の教訓を得ることを目的として、被災状況や対応状況の実態、そこから得られた課題や問題点を整理し、今後の習志野市における防災対策の方針を定める。

(2) 防災アセスメント調査

東日本大震災の被害や教訓を踏まえ、平成18年度に実施した地震被害想定調査における被害想定項目の見直しを行うため、改めて地震被害想定調査を実施するとともに、風水害・土砂災害の危険性に関する現状整理を行い、内水ハザードマップ（電子データ版）や土砂災害ハザードマップ（電子データ版）を作成し、災害特性に基づく防災上の問題点と防災対策の方向性を取りまとめる。

<防災アセスメント調査の内容>

◆想定地震（2ケースを想定）	
①東京湾北部地震 ②津波の影響が考えられる地震 ※①地震の規模や、②地震の種類については、今後の、国や県の動向を考慮し設定。	
◆地震被害想定調査の主な項目	
① 地震動の予測	⑦ 交通施設被害の予測
② 液状化危険度の予測	⑧ 津波・護岸被害の予測
③ 急傾斜地崩壊危険度の予測	⑨ 人的被害予測
④ 建物被害の予測	⑩ 帰宅困難者の予測
⑤ 地震火災の予測	⑪ 災害シナリオの作成
⑥ ライフラインの被害予測	⑫ 応急対応能力算定調査
◆風水害・土砂災害危険度調査の主な項目	
① 内水はん濫危険度調査	② 土砂災害警戒区域等の把握

(3) 地区別防災カルテの作成

防災アセスメント調査に基づき、市内を小学校区やコミュニティ（14区域）を基本として分割した地区別防災カルテを作成し、地区単位での防災行政の基礎資料とする。

また、地区別防災カルテが地域コミュニティにおける防災活動の基礎資料として活用できるよう、市民にも分かりやすい内容で整理するとともに、地域の災害対策に活用するための「地域活動マニュアル」を作成する。

(4) 職員向け各種マニュアルの整備

東日本大震災における主な課題の一つである災害対策本部の体制や庁内における災害対応体制を検証し、災害発生時に迅速かつ的確に職員が行動できるよう、現在ある災害時行動計画を基本として、次のとおり職員向け各種マニュアルを整備する。

- ① 地区対策本部運営
- ② 避難所運営
- ③ 災害時要援護者避難支援
- ④ 帰宅困難者支援
- ⑤ 職員初動マニュアルポケット版

また、職員の災害対応力を高めることを目的として、各種マニュアルを教材としたワークショップ形式の討論型防災演習を実施する。

(5) 地域防災計画の策定

現行の計画と、最新の千葉県地域防災計画の構成を比較し、計画に盛り込むべき内容の過不足を整理するとともに、各種マニュアル等の検討成果をふまえて、計画を修正する。

主に、震災編の「津波対策」や「帰宅困難者対策」、機構改革に伴う「災害対策本部の組織体制」、大規模事故編の「放射性物質事故災害対策」の項目について、東日本大震災での被害等を十分考慮し、より具体的なものに修正する。

また、公助における責務はもちろんのこと、災害対応において重要な役割を担う「自助・共助」についても、市民や地域における責務を明確なものとする。

風水害等編の土砂災害対策や高潮対策についても、あわせて具体化を図る。

6. 修正作業の期間

平成23～25年度の3箇年で実施する。

(1) 修正スケジュール

項目	23年度			24年度												25年度											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東日本大震災の検証	■	■	■	■	■																						
防災アセスメント調査			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■													
地区別防災カルテの作成							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
職員向け各種マニュアルの整備								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
地域防災計画の策定															■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(2) 年度別作業予定

年 度	月	作業内容 (予定)
平成23年度	2月	地域防災計画策定コンサルタント契約締結 ○受注者：アジア航測株式会社
	3月	東日本大震災の検証 平成23年度習志野市防災会議開催
平成24年度	4月～	防災アセスメント調査実施
	5月	習志野市防災対応方針作成・公表
	8月～	地区別防災カルテの作成
	9月～	職員向け各種マニュアルの整備
	12月	平成24年度習志野市防災会議開催 防災アセスメント調査結果報告及び中間報告
平成25年度	4月	地域防災計画(本編)修正
	10月～	関係機関及び庁内調整
	11月	パブリックコメント実施
	12月	平成25年度習志野市防災会議開催 地域防災計画承認 千葉県へ報告
	1月	印刷発注・校正
	2月	地域防災計画製本完成
	3月	防災会議委員等へ送付